

様式エ (2.1.2 (10) 関係)

年 月 日

米子市水道事業管理者 様

申請者 住 所
(設置者) 氏 名 ⑩
建物の所在地
建物の名称

受水槽以下の給水設備設置申請書

上記の建築物にかかる受水槽以下の給水設備を、下記の条件で施行、設置したいので申請します。

記

- 1 受水槽以下の給水設備は米子市水道事業給水条例、米子市水道事業給水条例施行規程及び取扱要綱により設置する。
- 2 受水槽以下の給水設備の管理に関しては、水道法による簡易専用水道としての規制や建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規制、また米子市水道事業給水条例により設置者が責任をもって行う。
- 3 工事完成後に受水槽以下の給水設備工事を施行するときは、給水装置工事に準じて承認を受け、承認後施工する。
- 4 管理の適正な実施を確保するため、米子市水道事業管理者が必要があると認めるときは、受水槽以下の給水設備についての立入検査に協力する。また、改善の指示等ある場合には、指示に従い必要な措置を講ずる。
- 5 前項の措置に要した費用は、設置者の負担とする。
- 6 各戸に私有計量設備等を設置するときは、その維持管理は設置者が正しく責任を持って行うものとし、集合住宅の検針および料金調定については、水道局が設置した一括メーターのみで行う。
- 7 上記の各項目については、各戸の給水使用者に周知徹底を図るとともに受水槽以下の給水設備について問題が生じたときは、設置者の責任において解決する。
- 8 受水槽以下の管理責任を果たすため、管理責任者を選定し、修繕工事を施行する者を指定する。
- 9 前各号に変更があったときは、速やかに届出る。

建物の管理責任者

住 所
氏 名 ⑩

修繕工事を施行する指定工事業業者

当社は、上記建築物にかかる受水槽以下の給水設備の保守および修繕工事を責任をもって請負います。

所 在 地
名 称 ⑩